

(公 印 省 略)
答 申 第 200 号
令和 7 年 8 月 6 日

兵庫県公安委員会
委員長 津 田 隆 雄 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

保有個人情報の不開示決定に係る審査請求
に対する決定について（答申）

令和 7 年 4 月 17 日付け兵公委発第 324 号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る
標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定警察署に留置されていた特定期間に「窓口宅下した全ての手紙」

第 1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、不開示とした判断は妥当である。

第 2 諮問経緯

1 保有個人情報の開示請求及び実施機関の決定

(1) 開示請求

令和 6 年11月15日付けで、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第 1 項の規定により、実施機関に対し、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求に係る不開示決定

同年12月 9 日、実施機関は、本件審査請求に対する保有個人情報の内容について、審査請求人が特定警察署に留置されていた特定期間に、同人から特定の弁護士に郵送ではなく「窓口宅下した全ての手紙」を特定し（以下「本件対象情報」という。）、本件処分を行い、審査請求人に通知した。

2 審査請求

令和 6 年12月16日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、兵庫県公安委員会に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 諮問

令和 7 年 4 月17日、兵庫県公安委員会は、法第105条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書等において述べている本件審査請求の理由等は、概ね次のとおりと解される。

1 本件審査請求の趣旨

本件対象情報の開示を求める。

2 本件審査請求の理由（概ね、審査請求人記載の原文どおり。）

開示請求を依頼した●●●●弁護士宛の手紙は、開示請求者自らが認めたものであり不開示にする合理的な理由がないから開示を求める。

管理する上で留置場職員等の名前やその他が記載されているから開示できない場合は、自らが認めた内容が判明すればよいので他の部分は削除してかまわない。記憶を失い記載内容が分からず困っている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 開示請求の経緯について

- (1) 令和6年11月20日、審査請求人は実施機関に対し、開示を求める保有個人情報の内容を、審査請求人が特定警察署に留置されていた期間に同人から特定の弁護士に郵送ではなく「窓口宅下した全ての手紙」とする開示請求書を提出した。
- (2) 同年12月9日、実施機関は、保有個人情報について、全部を開示しないこととする不開示決定（令和6年12月9日付け）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 同年12月18日、審査請求人は、本件処分を不服として本件審査請求を提起し、同月20日、審査庁は本件審査請求を受け付けた。

2 不開示とした理由

(1) 開示請求された文書の特定

開示請求のあった文書は、審査請求人が特定警察署留置施設に留置されていた際に弁護士へ宅下げした手紙と認められる。

(2) 手紙の宅下げについて

被留置者には、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）（以下「刑事収容施設法」という。）第221条において、他の者との間で手紙を宅下げすることが認められているところ、被留置者から手紙の宅下げの申し出があった場合には、留置施設において被留置者信書発受簿により手紙を管理した上で、法により禁止されている場合を除いて宅下げが認められる。

また、宅下げが認められた手紙は、被留置者が指定した宛先に郵送又は交付される。

(3) 不開示とした理由

留置の際に宅下げされた手紙は、被留置者が留置中に作成した後、留置施設

において管理、宅下げの手続きを経るものであることから、これを開示請求の対象とした場合は、被留置者が留置された事実が明らかとなる。

留置は刑事事件において司法警察職員が法令等の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動、つまり「司法警察職員が行う処分」である逮捕が前提となるものであることから、留置の際に宅下げされた手紙は、被留置者の留置に関する情報として、「司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報」に該当すると認められる。

また、留置の際に宅下げされた手紙は被留置者の処遇に関する情報として、刑事訴訟法における被疑者及び被告人の勾留に係る勾留状の発付や懲役刑等を言い渡す判決の宣告などの「刑事事件に係る裁判」の内容を実現させるための被留置者の留置に必然的に付随するものであることから、「刑事事件に係る裁判に係る保有個人情報」に該当すると認められる。

よって、留置の際に宅下げされた手紙は、法第124条第1項に規定する「刑事事件に係る裁判及び司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定の適用を受けないものと認められる。

なお、宅下げが認められた手紙は、被留置者が指定した宛先に宅下げされているため、実施機関は保有していない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求書には、審査請求人が記憶を失い記載内容が分からず困っている旨の記載があるが、本件処分は法律に基づいて行われた処分であり、本件処分を行った判断が左右されるものではない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却を求める。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象情報について

(1) 本件対象情報は、審査請求人が特定警察署に留置されていた特定期間に、同人から特定の弁護士に郵送ではなく「窓口宅下した全ての手紙」である。

実施機関は、本件対象情報は、法第124条第1項所定の要件に該当し、法第5章第4節の規定の適用が除外されているとして、これを不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めているところ、実施機

関は、本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について検討する。

(2) 本件対象情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について

ア 法第124条第1項の意義

法第124条第1項では、刑事事件に係る裁判又は検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報とは法第5章第4節の適用除外とする旨規定されているところ、その趣旨は、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる可能性があるなど、被疑者の立場になったことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、そのような事態を防ぐ点にあると解される。

イ 法第124条第1項所定の要件への該当性

本件対象情報は、審査請求人が特定警察署に留置されていた特定期間に、同人から特定の弁護士に郵送ではなく「窓口宅下した全ての手紙」とであると認められる。

当該「窓口宅下した全ての手紙」は、留置施設に留置されている被留置者から実施機関が取得又は保有する情報であるため、当該「窓口宅下した全ての手紙」を開示請求の対象とした場合、被留置者が留置施設に留置されていたことが明らかになる。

ここで、留置施設における被留置者の処遇に関する情報は、刑事訴訟法における被疑者又は被告人の勾留に係る勾留状の発付や懲役刑等を言い渡す判決の宣告などの刑事事件に係る裁判の内容を実現させるための被留置者の留置に必然的に付随するものである。よって、本件対象情報は、法第124条第1項所定の「刑事事件…に係る裁判…に係る保有個人情報」と認められる。

ウ そうすると、本件対象情報は、法第124条第1項の「刑事事件…に係る裁判…に係る保有個人情報」に該当するものと認められ、法第5章第4節の規定は適用されないものであり、本件処分は妥当であると判断する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和7年4月17日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和7年7月1日 第1部会（第113回）	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議
令和7年8月5日 第1部会（第114回）	・ 審議
令和7年8月6日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 浅 野 博 宣

委 員 申 吉 浩

委 員 鳥 井 真 次

委 員 西 片 和 代

委 員 西 上 治